

(7月7日付保健福祉部報道資料(仮訳))

強化された防疫対応のため、 首都圏での現行の社会的距離の確保を1週間追加延長

- ・首都圏における5人以上の私的な集まりの禁止、遊興施設の集合禁止等、2段階の防疫措置の維持(7月8日～7月14日)
- ・延長期間中に流行状況が継続して悪化する場合、新しい社会的距離の確保の最も強力な段階の適用を検討
- ・20～30代の場合、症状がなくても近くの臨時選別検査所を訪問して診断検査を勧告

□コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部(本部長:キム・ブギョム國務総理)は今日、キム・ブギョム本部長の主宰で政府ソウル庁舎の映像会議室において、各中央省庁、17の広域自治体、18の市道警察庁と共に▲社会的距離の確保の調整案▲首都圏の防疫強化の追加措置▲自治体のコロナ19の現状及び措置事項等を議論した。

1 首都圏の防疫強化追加措置

□中央災害安全対策本部は、中央事故収拾本部(本部長:クオン・ドクチョル長官)、中央防疫対策本部(本部長:チョン・ウンギョン庁長)から「首都圏の防疫強化追加措置」の報告を受け、これについて議論した。

<1> 首都圏の発生状況及び特性

□この1週間(7.1～7.7)首都圏の1週間の平均患者数は636.3名で、先週と比べ36.9%増加(+171.4名)した。

○全国の1週間平均患者(769.7名)のうち、首都圏の感染者が82.7%を占める等、首都圏感染者の発生の割合が増加している。

※最近1週間(7.1～7.7)の首都圏の週間1日平均患者 636.3名(82.7%)、非首都圏 133.4名(17.3%)

※※(人口10万名当たり1日平均発生率)ソウル江南区(8.9名)、ソウル中区(7.9名)、ソウル龍山区(6.2名)、ソウル鍾路区(5.5名)、ソウル瑞草区(4.1名)の順で発生(届出地基準、6.27～7.5)

○20～30代を中心に高い発生率を見せており、ワクチン接種が進行中の60代以上を除外し、全年齢層で増加しており、特に6月5週目から夏休み等を迎えた20代の割合が急増した。

□本日(7.7)国内の発生患者は1,168名で、特に首都圏の患者は990名で、ソウルは577名と、首都圏とソウルの患者の場合、コロナ流行以降、最も多い人数である。

□今年の流行(1~3次)は、大規模な集団発生(宗教・療養施設)中心の流行である一方、最近2週間の感染経路は、首都圏中心の感染者接触を通じて散発的に発生している。

※(この2週間の感染経路)先行感染者との接触46.3%、地域集団発生19.4%、調査中27.1%(6.23~7.6日基準、疾病管理庁報道参考資料7.6)

○集団発生は、学習塾・教習所(29.8%)、飲食店・カフェ・居酒屋等(20.9%)、小・中・高校(12.0%)、カラオケ(9.3%)、室内体育施設(7.2%)の順で確認(7.5日基準)された。

○さらに、6月以降デルタ株変異ウイルスの検出率が持続的に増加しており、6月5週目に20~30代を中心にデルタ株変異ウイルスの検出率が増加している。

~(中略)~

<2> 首都圏防疫強化の追加措置

□20~30代を対象に診断検査を強化する。

○ソウル市の場合、1保健所当たり臨時選別検査所を1ヶ所ずつ追加設置(26→51ヶ所)する。
- 新規設置する臨時選別検査所は、検査対象別の移動動線と時間帯等を考慮して、多様な運営方式を検討する計画である。

- ※①ハイリスク施設従事者又は外国人勤務の小規模事業場は訪問検査所
- ②オフィス密集地域は食事の時間を活用、食堂街周辺のゲリラ移動検査所
- ③若年層が主に利用する商業地区周辺は週末の午後~夜間の時間帯で運営

○20~30代の若年層が主に利用する地域(※)を中心に臨時選別検査所を運営する。

※(ソウル)江南スクエア広場、大峙洞ハンティ近隣公園、弘益文化公園、可楽119案内センター前、清溪広場、九老デジタル団地、蘆原区・陽川区学園密集地域
(京畿道)3次流行時に追加した検査所(66ヶ所)を縮小せず、人口移動量が多く若年層が主に利用する地域へ移動して運営

○1世帯につき1人以上検査を受ける運動等、地域内の隠れた感染者探しキャンペーンを展開する。

○医師・薬剤師が有症状者に対して診断・確認する場合、検査を積極勧告するよう医師会・薬剤師会と共同キャンペーンを実施し、有症状者に対する診断検査行政命令を積極施行する。

※(仁川)医療機関及び薬局(韓方薬局)訪問者のうち、医師・薬剤師(韓方薬剤師)から勧告を受けた者は、48時間以内に診断検査実施の行政命令(6.23~)

□ハイリスク群を対象に先制検査を強化する。

○20～30代が多く出入りする施設(遊興施設・居酒屋、大学寮、カラオケ、学校・学習塾、室内体育施設等)と、ハイリスク事業場を対象に一斉検査と周期的先制検査を実施する。

※(ソウル)遊興施設従事者、集団感染発生対象業種の営業主・従事者(麻浦ホンデ入口駅(7.3～7)、江南(江南駅7.5～31)、ハンティ近隣公園7.5～17)
(京畿)カラオケ従事者(週1回)勧告(31市郡、7.1～14)、学習塾従事者先制検査実施(7.5～26)
(仁川)カラオケ運営者・従事者、高齢者療養施設従事者(7.1～7)

○自治体の必要に応じ、PCR検査以外に迅速抗原検査(RAT)(※)等の多様な方法を活用して積極的に検査し、少しでも症状が出ている場合は、必ずPCR検査を優先して受けられるよう積極的に案内する。

※(京畿)コールセンター、物流センター、外国人事業場等の防疫脆弱事業場の自己検査キット支援(7.12.配布予定)推進

○デルタ株変異ウイルスの感染伝播力(※)を勘案し、迅速な疫学調査と共に、疫学的関連性が確認されれば、濃厚接触者に分類・隔離する。

※ 既存のコロナウイルスより伝播力が2.4倍高い(イギリス由来のアルファ型変異に比べ1.6倍高い伝播力)

- 自治体の疫学調査の必要人材に対し、汎政府での支援により、疫学調査の能力強化を推進する。

※関係省庁(疾病庁、国防部、警察庁、人事処、行安部)への協力要請(7.6)

□防疫ルール及び履行力を強化する。

○私的な集まり及び移動を最小化できるように防疫ルールを強化する。

- 事業場に対しては職場内の集団行事と会食を自制するように強く勧告する。(雇用部)

- 22時以降は宿泊施設における3～4次会の飲酒及び集まりを抑止するため宿泊施設の定員超過の予約及び入室を禁止する。(文化体育観光部、自治体)

- 公共機関と民間企業を対象に在宅勤務を実施するよう強く勧告する。(各省庁)

※(ソウル)3次流行期間中、公共機関で50%の在宅勤務実施

- バス等の公共交通機関は22時以降、運行の縮小を勧告する。(国土部)

※(ソウル)3次流行期間中、公共交通21時以降30%削減運行実施

○ハイリスク患者の先制的感染予防のため、療養病院・施設に対する従事者先制検査を実施し、面会ルール等の防疫ルール履行点検を強化する。

※(先制検査)療養施設従事者が週1回先制検査(仁川、7.1～7)

(面会)社会的距離の確保3段階で、面会客、入院患者のどちらか一方でも予防接種完了者の場合、接触面会を許可中

○防疫措置及びルールに違反する場合、無寛容の原則によって、処分できる法的根拠を設けられ(感染症予防法施行規則の改正)、7月8日から施行される。

- 防疫指針に1次違反する場合、現行の警告処分から、改正案によって運営中断10日の処分が可能となる。

＜ 感染症予防法施行規則 別表10 ＞

区分	行政処分の基準 ※ 法第49条第1項第2号の2の措置に従わなかった場合				
	1次違反	2次違反	3次違反	4次違反	5次以上違反
現行	警告	運営中断 10日	運営中断 20日	運営中断 3か月	閉鎖命令
改正後	運営中断 10日	運営中断 20日	運営中断 3か月	閉鎖命令	-

○市郡区単位で感染誘発問題業種に対する営業時間を制限し、集合禁止を積極的に実施する。
- 特定の市郡区内の同一業種で感染が多数発生する場合、市郡区内の該当業種全体に対する営業時間制限と集合禁止を実施する。

□政府合同特別点検団を拡大改編する。

○現在、省庁・自治体合同(4班64人)で脆弱施設7分野(※)について特別点検を実施している。

※①学習塾・教習所(教育部) ②室内体育(文体部) ③宗教施設(文体部) ④カラオケ(文体部) ⑤温浴施設(福祉部) ⑥遊興施設(食薬処)⑦食堂・カフェ(食薬処)

○現場の履行力確保のため、点検団を拡大改編(100チーム:省庁+自治体+警察)して随時・抜き打ち点検を行い、ワンストライクアウト施行(7.8～)に合わせて集中点検と強力措置を実施する予定だ。

□国民の皆様は流行状況が安定する時まで私的な集まりをご遠慮いただき、企業は集団会食と行事をご遠慮いただくことを要請する。

○特に、日常生活の範囲内で活動していただき、移動は最小化する一方、発熱、のどの痛み等、コロナ19の症状が発生した場合は、直ちに診断検査を受け、不特定多数が利用する施設の訪問は自制していただくことを願います。

○また、20代は来週までに予防的診断検査を受けるよう強く勧告し、移動の自制を要請する。

※ソウル弘大・江南等に追加設置した臨時選別診療所の積極的な活用を奨励

2 社会的距離の確保の調整案

～(中略)～

<2> 首都圏の社会的距離の確保の段階の調整案

□強化した防疫対応のため、7月8日から7月14日までの1週間、首都圏の社会的距離の確保の改編を猶予し、従来の2段階措置を延長する。

○新たに社会的距離の確保3段階措置を適用する場合、これまでの措置に比べ個人の防疫は強化されるが、遊興施設の運営再開(-22時)、室内体育施設の制限解除(-24時間運営)等、多重利用施設に対する防疫措置の緩和により、全般的な防疫対応が緩和される可能性が懸念されるためである。

○自治体の意見を収れんした結果、ソウル市は従来の措置を延長することを求めている。

～(中略)～

□また、延長期間中であっても流行状況が継続して悪化する場合、新しい社会的距離の確保の最も強力な段階も適用することを検討することにした。

※ 新しい社会的距離の確保措置の4段階基準：ソウル389人、首都圏1千人

～(後略)～

<出典元URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366338&contSeq=366338&board_id=&gubun=ALL#